

全国市議会旬報

第2113号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

令和2年 3月5日 (2020年)

毎月3回5の日に発行
発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 滝本 純生
<http://www.si-gichokai.jp>



高市総務大臣

総務省の「地方議会・議員のあり方に関する研究会」（座長・只野雅人 一橋大学大学院法学研究科教授）の第5回会合が2月21日、全国都市会館で開かれた。本会からは川上幸博地方行政委員長（出雲市）と安達和彦指定都市協議会会長（神戸市）が出席。同省事務局が提案した「当面の考え方について」に沿って意見交換を行った。

研究会要 統一地方選再統一 厚生年金加入 議員報酬引き上げ



川上地方行政委員長 (出雲市)

あった後、事務局が説明、意見交換に入った。

川上委員長は、地方議会議員の位置付けについて、地方自治法への明記を求めた。ほか、小規模

市町村の議員報酬引き上げについて、地方財政措置の拡充を要望。議員報酬に係る地方交付税単価が引き下げられ続けていることについて触れ、ここ数年の地財計画の規模や地方交付税総額の伸びの好転にあわせた議員報酬単価の引上げを訴えた。



安達指定都市協会会長 (神戸市)

安達会長は、これまで地方議員の位置付けが明確化されてこなかったことが地方議員の抱える様々な課題の要因になっていることを指摘し、川上委員長に重ねて早期の法制化の実現を要望した。

を前回に続いて述べた上で、統一地方選挙の再統一について、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、多様な人材の市議会への参画につながるよう、首長と議員任期の状況に配慮した上での地方選挙の日程集約を主張した。多様な人材の地方議会参画への「経済的な要因」については、厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を重ねて訴えた。

ほかに、二人は兼業（請負）禁止規定の緩和や議会の権能等強化についても求めた。

新型コロナウイルス対策 テレワーク活用求める

政府の新型コロナウイルス対策本部は2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定した。

これにあわせて、総務省地域力創造グループは各自自治体に対し、テレワークの積極的活用や時差出勤、咳エチケットや頻繁な手洗いの実施などの有効な感染拡大防止策の周知を要請している。

本会事務局でも2月28日から、時差通勤を導入している。

命名「東日本台風」 昨秋19号

気象庁は2月19日、大きな被害をもたらした昨年9月の台風15号を「令和元年房総半島台風」に、同10月の台風19号を「令和元年東日本台風」と命名すると発表した。

同庁は、甚大な被害を出した気象現象や地震、噴火について、後世に伝承することを目的に命名している。台風での命名は昭和52年9月の沖永良部台風以来。この時の台風では島の住宅の半数が全半壊するなどした。

千葉県に上陸、死者1人、住宅約4300戸の全半壊や広いエリアでの停電など大きな被害を生んだ。同19号は東日本各地で河川の氾濫などをもたらした。死者99人、行方不明3人、重軽傷381人、住宅全半壊約3万3000戸などを出した。

**令和元年募集
令和元年
医療従事者
へき地派遣実現へ検討**

政府は令和元年12月23日、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。看護師、薬剤師など医師以外の医療従事者のへき地の医療機関への派遣を可能とする方向での検討が始まるなどの成果があった。

活用④地域における交通網・運送網⑤地域における安心・安全な暮らし⑥民間事業者等⑦その他関係規定の見直しについて全45件。2市以上が提案し、重点事項となったものの対応方針について下表にまとめた。

元年の提案件数は301件となり、うち市区からの提案数が168件と前年から11件の増。提案団体数は360団体で、うち市区は前年度から2増の186市区だった。全提案301件のうち、内閣府と関係省庁との間で調整を行う提案178件を検討。89・9%に当たる160件が、実現・対応となった。

重点事項は、①子ども・子育て②医療・福祉③街づくりや土地等の有効活用④地域における交通網・運送網⑤地域における安心・安全な暮らし⑥民間事業者等⑦その他関係規定の見直しについて全45件。2市以上が提案し、重点事項となったものの対応方針について下表にまとめた。

全国知事会など執行三団体は同日、「土地利用空き家対策や子育て支援の充実といった喫緊の課題について成果を上げたことは、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価する」などの声明を公表した。

法律改正事項は、一括法案などを今年の通常国会に提出。移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備などをを行うとした。

表 2市以上が提案し、重点事項となったものの主な対応方針 ※番号は重点事項の番号 ※内閣府公表の各府省からの対応方針の概要を基に本紙が表を作成

| 番号/提案団体/提案名 | 提案の概要 | 主な対応方針の概要 |
|--|--|---|
| ①豊中市、堺市、京都市、大阪市、神戸市 「特定地域型保育事業者に対する『確認』の効力の拡大」 | 地域型保育事業者は、地域型保育給付の支給に係る事業を行う者として市町村による「確認」を受ける必要がある。現行制度では、ある事業所の所在する市町村以外の区域に居住地を有する者が当該事業所でサービスを利用する場合、事業者は所在市町村及び居住地市町村の両方の確認を受ける必要があるところ、事業所所在市町村による確認のみで足りることとする。 | 特定地域型保育事業者の確認については、確認に係る事業所の所在する市町村の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。 |
| ③堺市、神戸市 「病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和」 | 病児保育事業については、事業者による施設整備に対し、市町村が「子ども・子育て支援整備交付金」を原資として補助を行うことができるが、現行制度ではNPO法人による施設整備は補助対象とならないことから、「市町村が認めた者」による施設整備に対しても補助することを可能にする。 | 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育施設の整備については、市町村（特別区を含む）が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。 |
| ⑦伊佐市、米子市 「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置すべき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し」 | ①児童発達支援事業所（センター型・センター型以外）において、看護職員を配置した場合、同事業所に置くべき児童指導員・保育士（センター型以外の場合は加えて障害福祉サービス経験者）の員数に、当該看護職員を含めることを可能にする。②放課後等デイサービス事業所において、看護職員を配置した場合、同事業所に置くべき児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者の員数に、当該看護職員を含めることを可能にする。 | 児童発達支援及び放課後等デイサービスの実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| ⑩富山市、福井市 「医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大」 | 健康保険法に基づく訪問看護に関する給付について、「居宅」以外の保育所や学校等において訪問看護を受ける医療的ケア児も給付の対象とする。 | 医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得、結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| ⑬大阪市、堺市、神戸市、広島市 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長」 | 居宅介護支援事業所における管理者の要件である主任介護支援専門員について、現在、経過措置として設けられている令和3年3月31日まで（施行日より3年間）の期間を6年以上に延長する。 | 指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>⑰堺市、神戸市 「へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けることを可能とする見直し」</p> | <p>現在、医師にのみ認められているへき地における労働者派遣について、現に不足している看護職員等医療従事者にも認めることにより、へき地医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。</p> | <p>看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |
| <p>⑱盛岡市、一関市、陸前高田市 「へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直し」</p> | <p>医療機関の乏しいへき地における「特別の関係」に当たる病院間での転院について、入院基本料の入院日の取扱いや、紹介患者数・逆紹介患者数に関する取扱いの見直しを行う。</p> | <p>対応方針には記載なし。</p> |
| <p>⑳神戸市、加東市 「地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡張に係る運用の弾力化」</p> | <p>地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針である「農用地区域外での開発を優先する」条件について、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加する。</p> | <p>やむを得ず産業導入地区又は土地利用調整区域に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画又は土地利用調整計画に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。</p> |
| <p>㉑福井市、安芸市、四万十市、香美市 「森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大」</p> | <p>森林法で、地方公共団体はその保有する森林所有者等に関する情報を内部利用できる旨の規定が設けられているところ、登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報の利用については届出義務が課せられた平成24年4月1日以降の新規森林土地所有者に関するものとする限定をなくす。</p> | <p>森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体による森林所有者等に関する地方税関係情報の内部利用を可能とする。</p> |
| <p>㉒堺市、神戸市 「自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し」</p> | <p>現在、道路運送法第78条第3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず、全国一律の基準で繁忙期のみ認められている。これを、中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が調った場合には、年間を通して認めるとする。</p> | <p>中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |
| <p>㉓京都市、堺市 「乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大」</p> | <p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、過疎地域自立促進特別措置法上の過疎地域等に限らず、既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域等が含まれるよう対象区域を拡大する。</p> | <p>過疎地域自立促進特別措置法対象区域外での一般貨物自動車運送事業の許可を取得したタクシー車両による貨物運送については、対象区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。</p> |
| <p>㉔京都市、神戸市 「地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和」</p> | <p>訓練開始から合格発表まで2年以上を要する資格取得については、専門学校・専門職大学院であれば各訓練校で修了要件を設定できるため、2年間の訓練コース（長期高度人材育成コース）を開講できる。他方、大学・短大では訓練の修了要件は資格取得までと国の要領で規定されているため、2年間の訓練コースが開講できない。このため、大学・短大でも、専門学校等と同様、修了要件を各訓練校で設定できるようにすることで、地域での委託訓練が可能となる。</p> | <p>2年間の訓練コース（長期高度人材育成コース）については、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表、資格取得は行われなくても、合格発表を訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、元年度中に地方公共団体に周知する。</p> |

議会

トピックス

高齢者安全運転支援 129件
道交法改正案 国会提出へ

意見書・決議 年間とりまとめ

全国の市議会で平成31年2月から令和2年1月に可決した意見書・決議のうち、本会に報告があった件数を本紙で過去4回取りまとめた。このうち、件数が多かったものの概要と、2年度の国の関連予算案、施策などを掲載する。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充

最多の173件。

全ての意見書が、義務教育の機会均等と水準の維持・向上を図るために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を1/2に還元するよう要望。また、多くの意見書が「教職員定数の改善」「少人数学級の実現」を併せて求めた。

新たな過疎対策法の制定

全130件。

文部科学省の令和2年度予算案で同負担金は前年度比21億円増の1兆5221億円で、12年ぶりの増額となった。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保

全129件。

意見書では、高齢者運転による死亡事故の増加を踏まえ、①安全運転サ

平成31年2月から令和2年1月に可決した意見書・決議の議決状況

| 件名 | 意見書 | 決議 |
|---------------------------------------|------|-----|
| ○義務教育費国庫負担制度について (制度の堅持と負担割合の還元など) | 173 | — |
| ○新たな過疎対策法の制定 | 130 | — |
| ○高齢者の安全運転支援と移動手段の確保 | 129 | — |
| ○教職員定数の改善 | 116 | — |
| ○地方財政の充実強化 | 110 | — |
| ○食品ロス削減に向けてのさらなる取り組み | 83 | — |
| ○児童虐待防止対策のさらなる強化 | 82 | — |
| ○「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化 | 75 | — |
| ○妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進 | 73 | — |
| ○令和元年台風19号等からの復旧・復興 | 73 | — |
| ○天皇陛下御即位を祝す賀詞 | — | 63 |
| ○国における令和2年度教育予算拡充 | 62 | — |
| ○太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用 | 57 | — |
| ○少人数学級の推進 | 51 | — |
| ○信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革 | 45 | — |
| ○私学助成の拡充(国および都道府県) | 45 | — |
| ○豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策 | 41 | — |
| ○「労働者協同組合法案」の早期制定 | 37 | — |
| ○UR賃貸住宅ストックの活用 | 33 | — |
| ○放課後児童クラブの質の確保 | 31 | — |
| 【小計】 | 1446 | 63 |
| ○その他 | 1002 | 136 |
| 【総合計】 | 2448 | 199 |

※「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」「教職員定数の改善」「国における令和2年度教育予算拡充」「少人数学級の推進」の全て、もしくはいずれか複数を求める意見書をそれぞれに計上したため、意見書の合計は小計、総合計の件数と一致しない※件名は代表的なもので、同内容のものも含めている※意見書・決議の件数が多い順に掲載

ポート車(サポカーS)やペダル踏み間違い時の加速抑制装置の普及、高齢者を対象とした購入支援策の検討②サポカー限定免許の交付、走行場所や時間帯などを制限した免許の創設③地域公共交通ネットワークの更なる充実、免許を自主的に返納した高齢者に対する地域での移動手段確保への

支援を要望。高齢ドライバーの交通事故防止策について警察庁の有識者会議は昨年12月にまとめた中間報告で、運転免許証の更新時の技能検査実施、サポカー限定免許の導入を提言した。これらを盛り込んだ道路交法改正案が今通常国会に提出される見通しだ。経済産業・国土交通両省

は65歳以上の高齢ドライバーを対象に対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を装備するサポカーの購入補助制度を創設し、元年度補正予算で139億円を計上。自動車免許を返納するシニア層を中心に交通安全と移動手段を確保するため、電動アシスト自転車など

多様なモビリティの認知度向上やサポカーの普及の取り組みも行う。教職員定数の改善 全116件。計画的な教職員定数改善の推進を要望。文部科学省の2年度予算案で公立小中学校の教職員定数は1726人の増員を確保した。